

■ 第 152 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：令和 3 年 7 月 13 日（火）午後 2 時から

場所：白山会館 2 階 大平明浄

（司 会）

ただいまより、第 152 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催させていただきます。

本日、司会をさせていただきます、農林政策課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、先ほどご説明させていただきましたが、公開することとされておりますことから、報道機関と一般の方の傍聴が可能となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたしますと思います。

次に、本日の会議の終了予定時刻ですけれども、午後 3 時 30 分を予定しております。今回の会議におきましても、新型コロナウイルス感染症対策等をさせていただいておりますけれども、それらも含めまして、円滑な会議の運営にご協力いただきたくお願いいたします。

はじめに、委員のご出席状況をご報告させていただきます。本日は、新潟みらい農業協同組合の経営管理委員会会長であります伊藤委員、また認定新規就農者の齋藤委員のお二方が、ご都合によりご欠席となっております。したがって、本日、委員 12 名のうち、出席 10 名で過半数を超え、審議会規則第 5 条の第 2 項により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、開会にあたりまして、農林水産部長二神よりごあいさつをさせていただきます。

（農林水産部長）

皆さんどうもよろしくお願いいたします。農林水産部の二神でございます。

委員の皆様にはご多用のところ、当審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、日ごろから本市の農林水産行政に多大なご支援とご協力を賜りましてありがとうございます。

今、皆さんマスクをしておられますように、新型コロナウイルス感染症は流行が収まらず、お米の消費の減少など、さらには 1 月の大雪、4 月には霜の被害で農業を取りまく情勢は厳しい状況でございます。

そうした中で、我々、本日もご議論いただく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想といいますのは、この広大な新潟市の農地、農業をどういうふうにやっていくのか。どういったものを対象に支援していくのかということの構想でございます。我々は、儲かる農

業というものを目指しておりますが、他産業並みの労働時間で、他産業並みの収入を上げると、所得を上げると。そういったことを目指して、今まで取り組んでまいりました。

また、話は変わりますけれども、先月の市報に田んぼの力というような特集を組ませていただきまして、新潟市の強みである農業にはこんな力があるのだと、都市の部分といろいろなものが循環しているのだということを広報させていただいております。

また、資料の一番下にこういったものがあると思うのですがけれども、市の公式のラインアカウントがありまして、これを友達登録していただくと、ワクチンの接種だとか予約だとか、あるいは新型コロナウイルス感染症の状況だとか。農業について言えば、入れるところに農業というプロフィールを選んでいただくと、農業に関する補助事業だとかそういったお知らせなどが届くようになっております。ぜひ、ご活用をいただければありがたいというところでございます。

今日は、先ほど申しました新潟市の農業をどういうふうにやっていくのかということについてご議論いただくということで、ぜひとも積極的なご意見をいただければ、我々としてもありがたく存じます。以上で、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料は、事前に配付させていただいたものと、本日追加で机上配付させていただいたものがございます。

事前送付資料としましては、一つ目に次第、資料1、「新潟市農業振興地域整備審議会」の委員名簿、資料2-1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、資料2-2、同構想の変更についての変更案の新旧対照表です。続きまして、資料3-1「新潟市農業構想の進行管理について」、資料3-2「新潟市農業構想 目標達成状況と評価について」、資料4-1「農業振興地域整備計画の変更について（豊栄）」、資料4-2「農業振興地域整備計画の変更について（新潟）」です。

続いて、本日追加配付したのものとして、机上に配付させていただいております座席表、また次第の差し替えになります。こちらは、用紙の中ほど、4、その他の右側に、資料5-1、資料5-2、資料5-3を追記させていただいております。追記させていただいた資料になりますが、資料5-1「新潟市農業振興地域整備計画の再編について」、資料5-2「農業振興地域整備計画の再編に伴う農用地利用計画変更申出の一時停止に係るスケジュール等」についてです。続いて、資料5-3、お知らせということで、再編に伴う農用地利用計画の変更申出の一時停止についてです。

そして、最後になりますけれども、今ほど二神部長からご説明させていただきました、農業関連情報等の伝達、入手方法についてであります。

以上で、本日の資料になりますけれども、不足等ございませんでしょうか。もし、ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、吉川会長から議事進行をお願いしたいと思います。

(吉川会長)

会長の吉川です。本日は、よろしくお願いします。まだ、皆さんマスクをしていただいて、大学もなかなか通常どおりの業務に戻らなくて、やっと職域接種というものが始まりまして、私も7月16日に1回目の接種ができることになりました。ただ、まだ東京に出張など制限がかかっている中で、何が怖いかというと、感染対策は完璧にしていくのですけれども、東京に行ったというだけでもう人の目が怖くて、なかなか出張もできないでいるところです。

授業も、今日発表がありまして、2学期もまた非対面を中心とした授業をしなくては行けなくて、何がかわいそうかって。今、大学では学生が一番かわいそうな状況なのです。大学に入ったはいいいけれども1回も、ほとんど大学に来ていない学生もいて、心のケアなどもしていかななくては行けない中、農業に関してはコロナと関係なく、お日様のサイクルで水田も今、すごくきれいな新潟平野。この前、弥彦山に登ったり、非常にきれいな水田が広がっていた。これを見て、コロナとは無関係に、やはり新潟の農業だけは、我々新潟大学農学部も含めて、農業に関係する方々で盛り上げていかなくては行けないと感じている次第でございます。

ということで、さっそくですが、本日の議事に入りたいと思います。まず、議事録署名委員に関しまして、会長が指名することになっております。本日は、和田委員と北上委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、和田委員と北上委員、よろしくお願いします。

それでは、次第に沿って、議事を進行していきたいと思います。円滑な進行を務めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

まず、次第3、議事(1)新委員の紹介について、事務局からご説明をお願いします。

(農林政策課長)

事務局の農林政策課長の齋藤と申します。

資料1をご覧ください。新潟市農業振興地域整備審議会の委員名簿となります。令和3年3月25日付け、日本政策金融公庫の和泉委員の人事異動に伴い、後任の、同じく株式会社日本政策金融公庫新潟支店農林水産事業統轄 若山孝男様に新たに委員を委嘱いたしております。

す。

(若山委員)

日本政策金融公庫の若山と申します。よろしくお願いいたします。

(農林政策課長)

よろしくお願いいたします。なお、任期は他の委員と同様で、令和4年3月31日となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、前任の和泉委員にお願いしておりました、この会の小委員会の委員、こちらについても、残りの期間を若山委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(吉川会長)

よろしくお願いいたします。それでは、次第3、(2)審議事項、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてということで、事務局から説明をお願いします。

(農林政策課長)

それでは、私から説明をさせていただきます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、資料2-1および資料2-2によりご説明をさせていただきます。なお、資料2-2が変更案の新旧対照表となります。表の右側が現行の構想で、左側が変更案で、変更箇所にはアンダーラインを引いております。変更点を要約しましたものが、資料2-1になりますので、こちらの資料に基づいて説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。

はじめに、基本構想の内容についてです。本構想は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が地域農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するという目的で、昭和55年に制定された農業経営基盤強化促進法の目的を実現するために、県が定める基本方針を踏まえ、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業経営体の規模等の指標や農用地の利用集積面積、その実現のための措置などを市町村が定めるものとなっております。

2、変更の理由についてです。今回の変更は、本年3月26日に、県が定める基本方針の改正が行われたことに伴い必要となったもので、経営指標、各目標値を見直すとともに、法律改正等に基づく文言修正等を行うものです。

なお、本構想につきましては、先行して実施している市内4農協と、6農業委員会への意見照会、および本日の当審議会での審議の結果を踏まえ、必要に応じて、変更案を修正のうえ、県へ協議申請を行うものでございます。その後、必要に応じて調整を行い、県の同意を得たうえで、9月の策定の公告を行う予定となっております。

次に、3、基本構想の変更内容です。枠で囲まれた①から④までの4点が、今回変更する主な内容です。なお、今回の変更では、本構想は10年後の令和12年度を目標年次としてい

ます。

①から④の詳細内容について、説明いたします。①は、主要な営農類型ごとの農業経営指標の更新についてです。県の基本方針の指標更新を受け、本構想の経営指標についても更新を行っております。農業についても、他産業並みの所得・労働時間を目指し、主たる農業従事者1人当たりの年間所得400万円、年間労働時間1,800時間から2,000時間を指標とすることについては、前回と変わりありませんが、農産物価格等の算定条件は直近のものに更新し、これまで18累計19指標であったものを12累計19指標に整理し、他産業並みの所得を確保できるモデル的な指標としています。

資料2-2の新旧対照表の5ページ目から17ページ目が、19の指標となっております。

続きまして、②になりますが、(1)担い手の農地集積目標についてです。こちらは、認定農業者等への農地集積率目標を、令和4年度目標で85パーセントとしています。こちらについては先ほど、令和12年までの目標年次となっておりますが、現在の市の農業構想が令和4年度85パーセントのままでございますので、こちらに合わせております。令和5年度以降については、市の農業構想の改正に合わせて、目標値の変更の検討を予定しております。

次に、(2)育成すべき経営体の目標です。主な従事者が他産業並みの労働時間で、他産業と遜色のない所得を確保することができる経営体の育成目標で、個人経営体1,500、組織経営体100の、合計1,600経営体を目標としています。

また、これは資料2-1に記載しておりませんが、資料2-2の4ページ目に6、新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標というところの記載があります。資料2-2の4ページをご覧くださいと思います。

こちらに、(2)アは、確保・育成すべき人員の目標についてです。5ページ目に、その数字が書いてありますが、5ページ目をお開きください。いわゆる、新規就農者等ということになるのですが、直近3か年では70人以上の新規就農者を確保しており、市の農業構想においても同様の目標を掲げていることから、年間70人の確保目標を変更しないこととしております。

また、農地の担い手の維持や担い手を育成する受け皿として、農業生産法人を年間10経営体増加させることを目標としています。

続きまして、資料2-1にお戻りいただいて、③です。農地利用集積円滑化事業の削除についてです。農地中間管理機構が行う農地中間管理事業に統合一体化され、廃止された農地利用集積円滑化事業に関連する記載部分について、こちらの事業が、中間管理事業に統合されましたので、文言を修正削除するものといたします。

続きまして、④についても、その他、前構想から法律等改正で修正が行われました。施策

の変更を伴う文言等について、修正を行っていきます。

(吉川会長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

私からよろしいですか。育成すべき経営体の目標であるとか、農地集積の目標であるとかの変更というものがあつたかと思えますけれども、具体的にここら辺、それぞれの数値が決まっている根拠というのは、どういったところにあるのかということをお教え願えますでしょうか。

(農林政策課長)

集積する面積等についてですが、実は、令和2年度に国が確保すべき農地面積ということで、決めがあります。基本的には、国の面積に従って、各県の面積が割り当てられて、その面積をもとに市町村の面積ということで、そこを担う農業者数だとか、そういうものを指定しています。基本的には、県の基本方針がありますので、そこに市町村のものを割り当てるといふような考えになっています。

ただ、先ほども言ったとおり、目標年次が12年度ですが、新規就農者の目標数だとか、まだ直していない部分があるのですが、新潟市の農業の一番の上位計画が農業構想ということで、一応来年度見直しを行って、令和5年度から新しい計画にする。市の総合計画も同時期に改正されるということで、このときに数字の見直しを行うということで、今回は現状の数字を残しているという形にしております。

(吉川会長)

そうすると、基本的には、国から県、市に与えられた数字に対して、その按分をした数字をここには載せているという形で、その見直しをするというのが、まさに市としての意向が反映される部分であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(農林政策課長)

県の基本構想に合わせて、市の現状を反映したものと考えていただければと思います。

すみません。先ほどお話しませんでしたけれども、例えば一般の、いわゆる農家が年間1,800時間から2,000時間働いて400万円の所得を得ますというものについては、県が見本を示してくれていますが、当然それは中山間の地域があつたり、県内では新潟市以外の地域もございますので、そういった指標については、いわゆる新潟市のまま。大体、水稻プラス大豆とか、水稻プラス園芸だとか、あるいは園芸、畜産だとか。そういうものを、新潟市の現状に合わせて指標を作るといふのが、今回の私どものものになります。

(吉川会長)

ありがとうございます。そこが知りたかったところで。新潟市の農業というのは、県内の

ほかの地域の農業とは少し違って、都市型の農業ということがかなり特色としてあると思いますので、そういった特徴がきちんと反映されていると考えてよろしいということですね。

(久川委員)

営農類型のことについてお尋ねしたいと思います。今回、だいぶ営農類型が減ったといえますか。変わってきたわけですが、私は西区に住んでおりますので、工芸作物のたばこが非常に少なくなっているということは肌で感じておりました。そのほか、花木でありますとか、あるいは養鶏でありますとか、しめじでありますとかそういうものが今回落ちていると思うのですが、それらについて、例えば農協でありますとか、地元の方であるとか、そういう方々からのご意見というものがあつたかどうか。そういうことをお尋ねしたいと思います。

(農林政策課長)

のちほど説明をしようと思っていたのですが、実はみらい農協から、本日欠席ですが、たばこの営農類型を入れてほしいということをお願いされておりました。実は、そのときに回答しようと思っていたのですが、たしかにご指摘のようなものがいくつか削られているのですが、この指標については、認定農業者の認定等の際に目標を立てていただくのですが、その目標が400万円に届くかとかそういった指標になります。ですので、例えばたばこが今回の指標の中にないとしても、たばこで年間何時間でいくらからいという基礎の数字はもらっておりますので、それプラス何をやるかということで数字をお示しできると思いますので、そういった認定農業者の認定の際とかそういうときについては、それぞれの必要な数字はお示しできるかと考えています。

(久川委員)

分かりました。

(吉川会長)

ほかにご質問はございますでしょうか。和田委員、お願いします。

(和田委員)

年間400万円を目標というところでお聞きしたいのですが、目標であって、現状はどうなのでしょう。そういうことを把握されているのでしょうか。農家の平均の所得や、例えば400万円以上の方がどのくらいということはどうなのでしょう。

(農林政策課長)

今、認定農業者の皆さんで、400万円という認定基準を超えているのが約1,400強と確認しておりますので、大体そのくらいなのかと。それなりに経営がかなりしっかりされている方々は、達成しているのかと思っております。今のお答えでよろしいでしょうか。

(和田委員)

達成されている方はそのくらいとして。では、これは目標ですから、ここに至らない方もいらっしゃるということだと思っておりますが、今の数でいくと分からないので、パーセントといくとどのくらいというのはいかがですか。

(農林政策課長)

新潟市の農家という話になると、1万件以上いらっしゃいますので、それをすべてをどこにするかという問題があるのですが、例えば認定農業者でいうと4,000人弱。3,600か3,700くらいいますので、そういった方についてはこの目標を目指していただくとおっしゃっていますので、そういった部分では今度1,600経営体に上げますので、そういった部分を目指していただきたいと考えています。よろしいでしょうか。

(吉川会長)

よろしいでしょうか。

(和田委員)

ありがとうございました。

(吉川会長)

そのほかにご質問は。

(高橋委員)

なかなか、これという所得を目指す目標には400万円、労働時間はこうだということのガイドラインというか見本、サンプルはそれでいいのですが、農産物というものは相場で動きます。ときの需給バランスで、また農産物価格が非常に左右されます。今、新潟県の状況、基幹である米は非常に今年度は厳しいという予測です。

先般も、全農の米穀部長が農協に、今年の仮渡金どうでしょうかという話は、状況説明と現状ということで非常に厳しい。多分、下がります。組合員の方皆さんには、軽々には発言できない部分があります。非常に生産意欲の問題もあって、また生産組織、ここで規模、いろいろなことで生産方式がいろいろ書いてありますが、その中での非常に努力をしたにもかかわらず外的要素、相場の生産物の価格をもってして所得を得るわけです。それがまた多分下がります。特にこの規模であっても、どの規模であっても、米のウエイトが高い人は多分、所得が下がります。

また、先ほど養鶏とかいろいろな養豚、牛とか、そういう畜産の関係も発言があったわけです。いろいろなこと、営み、形態があるわけです。そこで、複合でリスク分散して経営をやってもなかなかうまくないという現実があるわけなので、その辺のとらえ方をどう認定しておられるか。これが一番の、答えにくいのは分かります。市のガイドラインもこうあって、部長からも縷々説明は、今までの経過の中で聞いていますが、そこら辺がなかなか。

このガイドラインというか指標、目標。これは異を唱えるということではございませんが、現実にはやはり直面しているのが、特にこの令和3年度は、基幹での米が非常に緊張感を持って対応しなければならないということなので、あえてまた農産物価格、その辺の葉物でもいろいろなもの、一旦低迷しております。

また、コロナの関係で全体消費がいよいよ落ち込むと、家庭消費はされておりますが、伸びが所得に反映するような量的なものが期待できないので、その辺は厳しいかと。こういうことで、その辺をどう捉えて、固定的にその捉え方を代用するということは難しいわけなので、その辺を所得、本当に他産業並みに400万円を得ようとする、収益で約1,000万円近いような所得を上げないとうまくありません。子育て中とかいろいろな世代の中で、女性1人が400万円と。かあちゃんと2人でやって800万円ということであれば、まあまあいけるかと。でも、やはり外的要素で、今の状況下では非常に農産物価格が安定しませんので、少し厳しいかと思っています。そこら辺をどう捉えるのかと。答えにくい質問は重々承知して質問するのですが、そこら辺の管理の変化率をどう捉えるか。この辺を全体的な状況、市の農業生産をどういうふうにしていくか。

やはり、担い手も取りざたされている今の現状下では、やはり所得が非常に大事。所得を補填するには、市の財政を圧迫するわけにはいきませんので、こういうことで補助金を出すとと言われても、やはり半分とかそういうことではございませんので。30パーセントですか。それでは少し厳し過ぎるか。捉えどころのない質問をするわけですが、今現状が、農業生産の現場ではそういうことが現実にあるわけなので、その辺を、「分かりました。こういうようにします。」という決定的な説明にはならないかもしれないのですが。期待はしていません。期待はしていませんけれども、それらをどう捉えるかという考え方を一つお知らせをお願いしたいと思います。

(農林水産部長)

ここに書いてある農産物価格は当然変動しますし、日本の国のことを考えていくと、人口減少で高齢化が進んで、全体の食べる量も減っていくわけです。そうした中で、農業とはいっても農業は国の基でございますから、きちんと維持していかなければいけない。そこを維持していくためには、やはり若手なり担い手が必要になってくると。先ほどおっしゃったように、一定の所得がないとそこに参入する若手も来ないということで、我々としては、一定の儲かる農業に、儲かる農業というか他産業並みの収益を確保していただきたいと思っています。

そうした中で、やはりそれは売れるものを作っていただくしかないのかと思っています。いくら、新潟の米がおいしいといいましても、日本中に米が余れば、値段の安いものに流れ

ていくということがあるでしょうし、新潟のブランドできちんと売れるということもあるでしょうが、きちんと売り先を確保したうえで生産するというような。それは、ほかの産業でも同じではないかと思っております。やはり、マーケットインといたしますか。売れるものを作って行くのだということが大事だと思っております。それで、新潟市としましても販売戦略会議などをJAの皆さんと作らせていただいて、販路の確保などに取り組んでいるところでございます。

一方で、生産する側も売れるものを作ったうえで、それでも価格競争とかそういったことになってきますので、生産コストをできるだけ下げていくと。それが一番、生産費を下げていくので努力ができる、ということがやはり農地集積なのではないかと思っております。

ということで、人・農地プランの実質化なども新潟市はだいぶ進みましたけれども、その多くが現状のままでよいというような地域のご意見もありました。果たして、それでよいのかと私としても思っております、より一層、生産費のコスト削減に向けて、皆さんと一緒に取り組んでいくことが必要ではないかと思っております。

なかなか、物の値段を支えるということは、市場主義の日本では難しいことではないかと思っております、新潟市だけで何とかできるようなことではないと思っております。新潟市で我々としては、生産費を下げる取組みと、きちんと売れる売り先を確保していくということが大事なのではないかと思っております、そうした農家の皆さんの取組みを後押ししていければいいと思っております。答えにはなってございません。

とりあえず、この指標は認定農業者、市が支援をしたいと、市が支援をする農業者はどこを目指してほしいかという、あくまで指標でございまして、これができたら必ず400万円できるかということは必ずしも言えないところではございますが、今時点の価格といったものであれば、これからの取組みをしていただければ、そういったものが達成できるのではなかろうかというところでございます。

(吉川会長)

よろしいでしょうか。ほかにご質問はございますでしょうか。ないようですので、次に次第(3)報告①新潟市農業構想の目標達成状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(農林政策課長)

それでは、新潟市農業構想の目標達成状況について、報告をさせていただきます。資料については、資料3-1と資料3-2になります。

本日説明します農業構想については、平成27年4月に策定を行い、計画期間を平成27年度から平成34年度、令和4年度としております。にいがた未来ビジョンと計画期間を合わせ

た、農業部門に関する計画としての位置付けでございます。

本農業構想では将来像を、食と花の都～笑顔あふれ明日を拓く大農業都市～として、5つの基本方針を定め、25の施策に基づき、13の指標を掲げ、本市の農業の振興を図ることとしております。

本日は、本審議会にこの内容を報告し、意見をいただくとなっております。全体の進行状況について報告をさせていただきます。

なお、資料3-1は、農業構想の目標達成状況を一覧にしたものです。資料3-2は達成状況と評価等を記載したものです。本日は、資料3-2に基づいて、13の指標の進捗状況を説明いたします。

それでは、それぞれの表の上段は指標名が記載されています。2段目の最初に、策定した平成25年当時の数値があり、右から4つ目が、本日ご報告の令和2年度の実績値になります。一番右側の欄には最終年度の令和4年度における目標数値が記載されております。3段目は、目標達成するための主な事業です。4段目は、令和2年度実績に対する評価です。最後の欄に、今後の方向性等を記載しております。

それでは最初に、指標①水稲作付面積です。本市農業の最も大きな特徴は、日本一を誇る水田面積と水稲です。これまで、この特徴を生かした米づくりを進めてきましたが、主食用米の消費減少、米価の下落、他産地の品質向上等による産地間競争が激化しており、水田農業を取りまく環境は厳しい状況にあることから、水稲作付面積の維持向上を本農業構想の活性化指標としています。

結果は表のとおりとなりますが、引き続き加工米、米粉用米、輸出用米への支援や園芸の大規模産地化などの生産拡大につながる各種施策の実施により、水稲作付面積の確保を進めてまいります。

次に、指標②うるち米1等米比率です。水稲作付面積と並び、市場ニーズにこたえる高品質な米づくりを推進することを目標とし、うるち米1等米比率を指標としています。米の品質は前年度より改善したものの、天候により大きく影響を受け、目標達成できませんでした。今後は悪天候の影響を極力低減できるよう、スマート農業の推進など適切な栽培管理の徹底に努め、目標を達成できるよう努めてまいります。

次に、指標③学校給食における地場農産物の利用割合です。本市では、生産団体等の協力のもと、学校給食における地場農産物のコーディネートを行い、学校給食の地場産の利用割合の向上に取り組んでいます。

令和2年度は、他地域での不作による野菜の高騰に伴い、前年度と比較して利用割合は下がったものの、今後も同様の取組みを進めるとともに、学校給食関係者を対象としたセミナ

一を開催するなど、さらなる学校給食の地場農産物の利用向上に努めてまいります。

次に、順番が前後しますが、指標⑬新たな園芸産地の形成です。農業を取りまく環境が変化する中で、お米の需要が減少する中、米中心の生産体制から高収益な園芸作物との複合経営に転換するとともに出荷量を増加し、競争力のある産地の育成を図るために大規模園芸産地を形成し、儲かる農業の実現に向け追加した指標となっております。

令和2年度は、すいか、メロンなど越後中央農協様の地域についてになりますが、大規模な園芸ハウスのほか、エダマメ産地の機械など計2地区の大規模産地形成に向け、取組みを支援し、平成30年度からの事業開始から累計9産地の新たな園芸産地の形成が推進されています。今後もJA等と連携し、新たな産地の掘り起こしを進め、複合営農を推進していきます。

次に2ページ目をお開きください。指標④認定農業者への農地集積率です。各地域単位で、人・農地プランの実質化に向けた話し合いを実施し、農地中間管理事業を進めた結果、認定農業者への農地集積率が上昇しております。今後も農業委員や農地利用最適化推進員と連携しつつ、人・農地プランの実質化の実行に向けた話し合いを重ね、農地集積を進めてまいります。

次に指標⑤、新規就農者数です。国の補助事業への流動や新規就農者を雇用する農業法人等に対して、補助する市単事業により新規就農者の確保から営農定着までを支援することで、74人の新規就農者を確保できました。今後も、アグリパークにおける相談や就農支援の充実を図り、国や市の補助事業を活用しながら、新規就農者の増加に努めていきます。

次に指標⑥市管理農業用排水機場の長寿命化対策工事の実施数です。市が管理している農業用排水機場は10機場ありますが、老朽化が進行し、長寿命化対策が必要となっています。長寿命化対策工事は順次進めているところですが、令和2年度は葛塚排水機場のゲート巻き上げ機の補修工事を実施しました。

次に、指標⑦ほ場整備率です。農業生産コストの低減と担い手への農地の利用集積を図るため、関係機関と連携を図りながら、ほ場整備を推進しています。ほ場整備率は、構想策定時から3ポイント上昇となりましたが、目標値の60パーセント達成に向け、さらに促進する必要があります。

農地中間管理機構が主体となって実施する、地元負担金を必要としない事業制度の活用など、ほ場整備事業の推進に伴う普及・啓発を図っていきます。

次に、3ページ目をお開きください。指標⑧多面的機能支払いの取組み率です。令和2年度は、118の組織が2万7,022ヘクタールの面積で、農地維持活動等に取り組み、構想策定時から24.7ポイント上昇しました。近年、伸びはやや鈍化傾向にありますが、今後、未実施

地区に対し、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう事業制度の普及・啓発を図り、取組み面積の増加に努めます。

次に、指標⑨主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を5割以上削減した栽培面積の割合です。

安心・安全で高品質な米づくりと環境負荷を低減した持続可能な水田農業を推進するため、主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料の使用の5割削減した面積割合を指標としています。

米の需給調整に関する制度の大幅な変更が影響し、5割減農薬減化学肥料農産物の作付面積は減少しました。引き続き、各種施策を実施し、目標の達成に努めていきます。

次に、指標⑩田んぼダムの面積です。田んぼダムの整備は、雨水を一時的に水田に貯留させ、時間をかけて流すことで、排水量が排水路や排水機場の能力を超えないようにし、農地や市街地の浸水被害の軽減を図ることを目的としています。農業者が自ら整備し、管理を行っていることから、その重要性について理解を促進し、一層の取組み面積の増加を図っていきます。

田んぼダムの取組みは、昨年度に信濃川、阿賀野川の流域治水対策の一つに位置付けられたことから、今後は農業者のみならず、国土交通省をはじめとした他の行政機関や土地改良区、地域住民とも連携をして推進していきます。

次に、指標⑪農業サポーターの活動人数です。本事業は、都市住民への農業への理解と関心を高めるとともに、農家の労働力不足解消の一助とするため、農業に関心のある市民を農業サポーターとして登録し、ボランティアで農作業を手伝ってもらうものです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べまして日数は減少しましたが、サポーターの登録者数は増加となりました。今後、農業サポーターの継続的な活動を支援しながら農家との自主的運営を促すとともに、都市住民への農業理解を深めていきます。

4ページ目をお開きください。最後の指標⑫教育ファーム取組み小学校割合です。子どもたちの生きる力と郷土への愛着を育むため、アグリパークなどを中心に、教育委員会と連携して作成したアグリ・スタディ・プログラムを推進し、令和2年度も市内すべての小学校で農業体験学習を実施しました。今後も全小学校での実施を継続し、併せて質の向上を図っていきます。

今後も、新潟市の農業・農村が目指す将来像の実現に向け、農業構想に基づき、各種施策を引き続き展開したいと考えております。

(吉川会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問はございますでしょうか。

(久川委員)

多分、前にもお尋ねしたかもしれませんが、指標⑤の新規就農者数が、毎年70人くらい新しい方が農業に取り組むということは、とても嬉しいことだと思います。

お尋ねしたいことは、その方々の、例えば3年後でありますとか定着の状況はいかなものかと思ひまして、それを把握していらっしゃるかどうかお尋ねしたいと思います。お願いします。

(農林政策課長)

市単の定着の数字が出ていますので、それをお話しますと、例えば平成30年度については、事業を利用した人が19人いましたが、実は7人も離職をされています。令和元年度は18人利用されて2人離職、令和2年度が11人利用して2人離職ということで、どうしても離職の高いことはあると思っています。

(久川委員)

でも、きちんとそれだけ定着して、例えば一番多いところでも7人。2桁の方が残っていらっしゃるということは、それなりに評価できることではないかと思ひます。ありがとうございました。

(吉川会長)

ほかにご質問はございますでしょうか。

(和田委員)

指標⑨のところの、化学合成農薬・化学合成肥料を5割以上削減した栽培面積の割合というところで、年々減ってきているのに、令和4年度、2年後の目標が50パーセントという、これは達成可能なのでしょうか。それと、広がらない原因としては、ここに対象面積の減少幅は縮小したものの、とあるのですが。

私は素人考えですけども、農業サポーターなどをやっていて、やはり農家は本当に高齢化していて、お米を作っているけれども、本当におじいちゃんがやっているような農家では、合成肥料や合成農薬に頼らざるを得ないのが現状だと思うのです。そういう方々は、もう跡継ぎもいないし。けれども、俺ができるだけの間は一生懸命やろうと頑張っていらっしゃるわけです。そういう方々には減減というのは体力的にも難しい。そういう方がどんどん増えてきているのに、これはどうなのでしょう。

(農林政策課長)

達成可能かという話になると、やはりかなり厳しいのかと感じております。米も、国の方針が変わりまして、売れるものは作っていいということになるのですが、ある程度高止まりしていたものが、米価も下がってきている中で、かつては、減農薬減化学肥料米のメリット

があったのですが、そのメリットがなくなっているということです。そういう部分が、やはり作付けにつながりにくくなっているのかと思っています。それと、化学農薬、化学肥料に頼らざるを得ないというお話は、そのとおりかと思っています。

一方で、先日、農林水産省が発表しました、みどりの食料システムですか。5月に農林水産省から出された中で、10年度や20年後になりますが、有機農業の割合を25パーセントかそのくらいまで増やすみたいなものも出ているということで、海外のヨーロッパは有機の割合だとかアメリカの有機ありますが、そういった取組みを広げましょうという農林水産省の方針が出されましたので、それは当然、今の施策にプラスで、国がそういう施策を多分してくるのだろうということになってきますので、今後も農業を担う若手や地域の担い手の方については、そういった事業を活用していただくという場面が出てくるのではないかと考えています。

(吉川会長)

和田委員よろしいでしょうか。

(和田委員)

そうすると。この数字は少し達成が難しいということなのですね。達成可能な目標の数値としては、具体的にどのくらいだとお考えでしょうか。

(農林政策課長)

そこまであまり議論してはいないですが、この数字を落とさないようにということは考えております。なかなか、国の事業の活用というところで、使い勝手の問題はあるのですが、あまり下がらない。やはり、当然いい商品というふうに、こういうものをほしいという方もいらっしゃると思いますので、そういった方にきちんとお届けできるような、そういう需要のあるものについては引き続き支援して、作っていただきたいと考えています。

(農林水産部長)

先ほど、私は売れるものを作らなければいけないということだったのですけれども、こういったものにきちんと価値を消費者の方も見いだしていただいて。今減ってきているのは、負担が生産者の側にしか回っていないから、メリットがないということで減ってくるということで。その負担がもしかかったとして、転嫁されて消費者で負担していただけるのなら減らないのかもしれないということで、我々先ほどもありましたアグリ・スタディ・プログラムとか食育だとか、そういったことで、どういったものに価値があるのだというようなことを、消費者の皆さん、市民の皆さんに訴えかけ続けていくということが大事なのだろうと思って、そういった取組みも進めているところでございます。

(吉川会長)

私も今、福井県の池田町というところでいろいろ調査しているのですが、福井市に出荷しているのです。野菜も出しているし、米も出しているのですが、ものすごい考えられないくらいの値段で福井市の市民たちは買ってくれるのです。それは、池田町がすごくPRもうまいし、本気で農業をやっているからなのです。池田町のお米だったら、池田町の野菜だったら安心だといって、福井市のモールの一角に朝出すと、一気に福井市民が買ってなくなってしまいうらしいです。

新潟市の出荷量に比べると全然違いますので、一概に比較はできないのですが、やはり、うちの妻もですが、減農薬であるとかそういったところ、すごくセンシティブにいいものを買おうと。それに対しては、うちはそんなにお金持ちではないのですが、高いお金を出してでも買おうというきらいがありますので、こういった目標は持っておいたほうがいいと思います。実際にどうなるかということとは別だと思っております。

ほかにございますでしょうか。

目標ですが、今の和田委員のお話もありましたが、例えば、ほ場整備率。なかなか減農薬という話ですと、農家主体の話ですので難しいと思うのですが、ほ場整備率なども、あと2年で60パーセントに到達するとは思えないような動きをしているのですが、これはむしろ、農家の合意形成というものもあるのですが、市としてはどういうふうにか考えるのでしょうか。

(農村整備・水産課長)

ほ場整備につきましては、私どもは大規模な営農のため、それから汎用化を進めて、水稻以外の園芸にも取り組んでいただけるということで、もちろん積極的に進めております。そして、市内の各地区の皆さんも合意形成して、よし、ほ場整備をやろうということも増えてきております。

ただ、新潟市がこれを直接お金を出してほ場整備をするということはもちろんなく、県営のほ場整備というものが基本になっておりますので、そういった面で国、県からの、地区の選定、予算の付き方によって非常に左右されております。

そして、60パーセントという目標でありますけれども、今、1つのほ場整備が計画期間を含めたら十数年かかりますので、あと2年でこれが60パーセントに行くことは非常に難しいところです。今、採択されているところ、それから着手をしているところが、計画どおりに工事が終わりますと60パーセント前後になるということで、進めております。ただ、それは令和4年度ではないというところがございます。

(吉川会長)

よく分かりました。ほかにございますでしょうか。

(高橋委員)

そういうこと、目標でございますので。これ、目標は持たなければならないということでございます。先ほどのご意見を拝聴していますと、これは有機ということで、今、肥料会社も製造メーカーも有機質入りというのがけっこう大勢を占めてきました。しかしながら、このSDGsを考えた場合、非常に今、水田では一発肥料、畑もその時期によって溶け出すという、時期を遅らせて封印をしてある肥料がけっこうあるのです。これ、マイクロプラスチックなのです。非常にこれ、今、製造過程で、今の代用はそういうことになっています。それで、園芸を推奨すると黒マルチ、それでハウスの育苗的な部分で、透明のビニールが、廃ビニールが産廃として発生します。非常に困ったことなので。

生産現場では、我々売る側です。JAは、JAはマルチ作っているわけでない、ビニール作っているわけではございませんので、上の団体、全農ですか。全農も作ってございません。メーカーが作って、全農経由で現場農協に配送、物流がなされているという現状です。だれが処理するのか。現場で、最終的に我々が生産者に売る。そこがやはり持つべきものなのか、どうなのか。こういう議論が今後、発生します。園芸をやればやるほど、こういうビニール類、廃プラの関係が出てきますので、これらをまたどうするかということは、今の議論の中で、停滞をするというわけには絶対にはいきませんので、これも一つの視野に入れた中で、計画も立ててもらいたいと思います。

今、4団体、農協、市で4つありますが、その中で二神部長もおられて、市長にも陳情の要請をかけたことがございます。今までの廃プラの、廃ビニールの処理費、一部負担をお願いしたのですが、こうまでけっこうな予算をとということで、市長も即答はできませんでした。やはり、当初、設立当時補助金をいただいて、ビニールハウスを建てたとか、いろいろな作物導入でという話で、一応もらっているのは当初もらっているのです。継続するというと、それは生産、所得を得た段階で処理をお願いしたいということになる。その廃ビニールを処理するというのが、今までであったのです。中国が買っていたのです。輸出がきいたのです。これは今、外国問題も非常に微妙に変わるもので、もういらないということなのです。それで、国内で再生利用ということなのですけれども、もう飽和状態。引き取りは、必ず我々が行った段階で最終ラウンドですので、対応しなければならないということなので、それには生産者からお金をいただいて、農協も一部、補助的なものは出してということが正直、今の現段階。

ここが問題なのです。園芸手法をやると、これが並行的には積み重なってきますので、これらとまた、今までの、おっしゃる有機農業というのは、これやはり有機農業は、自分もやっていますが、やはりおいしいものができるのです、これ。これは間違いありません。ただ、

小規模なのです、これ。大量にそれで所得を得ようとする、やはり虫の食べた野菜なんていうのは見向きもされませんし、虫も食わない、病気にもならないような。虫は食いますが、病気にならないような土づくり、栽培方法もやはりこまめにやっている人はあります。そういう人はやはり残るのでしょうか。

やはり減農薬ということは、これは非常に生産現場でも考えております。むやみやたらに、農薬という殺虫殺菌剤を使うというわけにはいきませんので。コストもかかりますしね。それは、生産現場では非常に問題になっていますけれども、最低限、やるべきものはやらないと、消費者に受け入れていただけないということが現実にあるわけですので、その辺はご理解をいただきたい。

ただし、先ほど先生も言われるように、高いものでもいいもの、おいしいものはほしいというニーズはあるわけなので、そこら辺の差別化で生きる活路があるのか、所得確保はあるのかということなので、それは全体的から見ると頂上なのです。やはり、最低限、減農薬減化学肥料ということはありますし、今の肥料メーカーも有機質入りはけっこう作っています。

最近もやはり、何十年も作っている畑で、やはり堆肥を入れた畑と入れない畑では、やはり差が出るという現実もあるわけであって、これはやはり基本に戻るべきもの。生産者は、やはりいいものができて、直売所で評価も得ています。技術力も去ることながら。やはり、そういう基本的なものは、原点に返った生産者は評価に値するものができるということで、これはもう間違いありません。ただし、今のSDGsの考えを、市からもそこら辺をプラスして、ここで反映していただく。この趣旨に少しずれるのでしょうか。でも、生産現場のそのための目標があるわけなので、一つお考えをお願いしたいです。

(農林水産部長)

園芸振興をしていく中で、そういった廃プラスチックの処理の問題というのは、大きな問題だとは思っています。ただ、事業ごみというのは事業者負担ということが基本にある中で、どういったことができるかと。課題は課題として受け止めさせていただいて、この計画とは別ですけれども、SDGs、新潟市もそういったものを目指していこうとしているわけですので、なにができるかいろいろ議論をしていきたいと思っています。

(吉川会長)

よろしいでしょうか。ほかにご質問ございますでしょうか。

(和田委員)

今のお話と関連して、本当にいいものであれば高くても買うという消費者は、本当に一定数います。特に年配の方で、生活にもゆとりのある方はそういう有機栽培、本当に安心なものを、そんなにたくさん食べるわけではないですから、高齢者は高くても買うという方は一

定数います。

また、コロナの中で、最近特に言われていますのは、経済格差も広がっていて、本当にもう育ち盛りの子どもを抱えているようなご家庭だったら、やはり値段第一。とにかく子どもにお腹いっぱい食べさせるためには、そんなに高いものは買えないというご家庭もあるだろうし。そういった消費者ニーズも非常に多才というか、いろいろな層の方がいらっしゃるし、いろいろなニーズがあると思うのです。ただ、その中で、やはり生産者の方はお仕事、それを生業にされているわけですから、それこそポイントを絞ってというか、もう本当に有機栽培に特化している方もいらっしゃいます。あるいは、本当に後継者もないので、細々とやっている方もいらっしゃいますし、本当に、だから、消費者も生産者もいろいろな方がいらっしゃるって、そういう方々のニーズをどれもこれも満足させるということは多分無理だろうと思うのです。だけど、最低限というか、消費者はやはりどんなに値段が安くても安全、安心なものを食べたいですし、口に入れられるものですから、やはり農薬はできれば使ってほしくないという気持ちがあります。その辺を、どの程度汲んで生産していただけるのかということが、やはり大事かと思えます。

また、私も先ほども言いましたように、農業サポーターで、農家のご苦労というものも実際に見ております。ですから、有機をやりたくても、資金や人的な面でできないとか、あるいは実際に農薬を全く使わない作物を市場に出して、消費者が買ってくれるかと。虫のついた、葉っぱに虫食いの穴のあるキャベツを消費者が買うかといったら、これは消費者の無知というものもあるかと思うのですが、やはり売れないそうです。だから、その辺。それとも、本当にいますぐ具体的ないい策を思いつかないのですが、そういうふうにならいろいろな方面から消費者のニーズ、それから生産者の実態を考えたうえで、消費者も農業のことに関してもっと関心を持って、生産者と一緒に考えていけるような仕組みがあればいいと思いました。

(高橋委員)

一言、和田さんの今の発言で、説明をさせていただきます。農薬は、今の農薬の基準というか、残留はないものがほとんどなのです。大体、散布をして翌日食べられますと。果樹なんていうのは、ほとんど今、1週間に1回とか。今の雨上がりの中で、菌が発生をすると、ぱっと散布をしてぱっと消える。だから、高いのです。これ、コストなのです。農薬をしているから、散布をしているのではないのだと。やはり、毒だというイメージで。皆さんのイメージは、多分そういうイメージだと思います。それで、畑作でも果樹でも、今のぱっと聞いて、その部分、その菌に対応する薬剤をやると翌日食べられる。見ていると、農薬が散布してあるから、これはまた農薬散布しているというイメージで捉えてもらうと少しまずい。この辺も、市からも広報的に、生産現場に立った説明を今後、皆様方とやはり話をするべき

なのでしょうか。情報の周知。やはり、理解をお願いするということが、価格もあります。農産物の価格もありますけれども、そういうことを一つ、お互い理解を深めるということも一つの方法。これは市から音頭を取っていただくのがいいのかと今、端的に思いますが、いろいろな機会を捉えて。

今の発言を一つ、そういう農薬もあります。残留もありますけれども、使ってはならないというのは今、残留系の農薬は少し毒性が強いので、これはもう今の農業基準では遠のいています。徹底していますので、生産履歴もみんな記帳していますので、違法性は今のところ見当たらない。ただし、イメージ的には散布していると、農薬をまいている、毒をまいているというイメージで捉えられると、生産現場では情報の説明が足りなかったかという反省もありますので、その部分で説明をさせていただきました。

(和田委員)

ありがとうございます。今のお話に関して私もたしかに、消費者も本当に一部の方は農業サポーターをやったりして農業に関心を持っていらっしゃるけれども、多分本当にそれは一部の方であって、大多数の方はただ買って、それも見栄えのいいものを求めている方のほうが多いのかという感じはします。そういった意味でも消費者に、これは私たちの側の問題だとは思いますが、ただ、生産者や行政も、やはり消費者に対してそういうことを啓発というか、するような機会を設けていただけたらとは思いますが。農薬を使ってある、もちろん市場に出回っているものは農薬を使っていたって安心なのだということですか、難しい専門的なことは知らなくてもいいと思うのですけれども、そういったことを、やはり消費者がもっと、消費者から自ら進んでそういうことを知りたいというふうなところまではなかなかないと思うのですけれども、ただそういう機会をやはり設けていただければ、それはありがたいとは思いますが。

(吉川会長)

ほかにご質問はございませんか。ないようでしたら、報告②農業振興地域整備計画の変更について、はじめに豊栄地域における説明をお願いいたします。

(北区産業振興課長)

北区産業振興課長の山際です。それでは、②北区の案件について、ご報告をさせていただきます。資料4-1豊栄農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画等の変更についての資料をご覧ください。1、変更の概要についてです。(1)変更種別は除外が1件です。(2)変更概要です。除外箇所は北区笹山字河渡上4146番1筆でございます。除外理由は、錯誤のためです。面積は995平米、登記簿地目は学校用地です。1については、2枚目に位置図を、3枚目は拡大した位置図を添付してございますので、確認いただけますでしょうか。

また、1 ページにお戻りいただきまして、2、変更理由についてです。当該地は、明治 25 年に開校しました笹山小学校が、地域の児童数減少等によって、令和 2 年 3 月をもって閉校し、木崎小学校に編入統合されました。市有地である旧笹山小学校の跡地利用を検討する中で、グラウンド用地の一部で農振農用地が含まれていることが判明しました。当該地の登記簿謄本および笹山小学校の沿革を調べたところ、豊栄市農業振興地域整備計画が策定される以前の昭和 35 年に、豊栄市が学校用地として取得し、保存登記を行っていることから、本来当該用地は、農振農用地区域に含めるべき土地ではないことが判明いたしました。

なお、豊栄市は昭和 49 年に農振白地である当該地の隣地を買収して、平成 5 年に新潟市北区笹山 4146 番地に合筆して、今に至っております。昭和 47 年 9 月に豊栄市農業振興地域整備計画が定められた以前に、すでに非農地であったことが確実であることから、農振法第 10 条第 3 項非該当（錯誤）ということで、豊栄市農業振興地域整備計画を申し出るものです。

4、変更箇所に係る農林水産事業実施状況は該当なしです。5、当該変更の経過についてと県への事前相談から記載のとおりですけれども、公告縦覧、異議申し立て期間と県への法定協議を経まして、令和 3 年 2 月 29 日に農振除外を行っております。

（吉川会長）

ただいまのご説明について、質問ございますでしょうか。特に大丈夫ですか。特にないようでしたら、新潟地域におけるご説明をお願いします。

（西区農政商工課長）

西区農政商工課の鈴木でございます。続きまして、説明させていただきます。

引き続き、新潟農業振興地整備計画のうち、農用地利用計画等の変更について、西区の分を説明いたします。資料 4-2 をご覧ください。（1）変更の概要について、説明いたします。変更種別ですが、除外と用途変更がございます。（2）変更概要についてです。1、西区五十嵐 2 の町 7589 番地 5 他 1 筆です。面積は 352. 14 平米、登記簿地目は宅地です。2、西区田潟字田潟 1170 番地他 3 筆です。面積は、1,427. 93 平方メートル、登記簿地目は宅地、田、雑種地となっております。3、西区赤塚字関下 1587 番地 1 他 1 筆です。面積は、1,414 平方メートル、登記簿地目は畑です。

それぞれの位置については、めくっていただいて、3 ページ目の位置図および 4 ページ目以降の詳細図をご確認ください。

なお、1 点訂正がございます。詳細図番号 2 の左下赤枠の数字が、赤く三角形で囲まれたところですが、11 で数字が欠けておりますけれども、そのあとに 70 が入りまして、ここが 1170 番地となります。申し訳ございません。

続きまして、2、変更理由について説明いたします。まず、番号 1 についてですが、当該

土地は、農機具等の修理工場として、昭和 54 年に農用地利用計画の変更申請が提出され、同年 7 月に計画の変更が決定されております。しかし、現在の農業振興地域計画に反映されておらず、当時もしくはそのあとの事務処理の中で誤りがあったものと考えられます。よって、農振法第 10 条第 3 項非該当とし、農用地区域から除外するものであります。

次に、番号 2 ですが、当該土地には専用住宅が建築されております。全部事項証明書等により、田潟 1170 番については昭和 33 年、中野小屋 1613 番 7 については、昭和 18 年に宅地として登記されていることが確認できます。田潟 1188 番 3 については、課税明細書より、昭和 44 年には建物が建築されていることが確認できます。田潟 1189 番については、1188 番 3 に付随して、宅地課税されているため、同年に宅地化されたとみなすことができます。

また、昭和 37 年、昭和 44 年、昭和 48 年の航空写真においても、当該敷地内に建物が建築されていることが確認できました。

以上より、昭和 48 年に農用地区域の範囲が定められる以前に、すでに非農地化していることから、農振法第 10 条第 3 項非該当とし、農用地区域から除外するものであります。

次に、番号 3 ですが、当該土地にライスセンターを新設するため、農用地から農業用施設用地へ用途変更があったものでございます。申出者は、稲作や露地野菜、施設野菜の栽培に取り組んでおります。地域内では、地元農業者の方々から水田を借受けし、面積の規模拡大が続いており、既存施設では手狭となっております。これらの状況から、新設に必要な規模である当該土地を農業用施設用地へと変更し、ライスセンターを新設するものであります。

3、変更箇所位置図および詳細図は先ほど説明したとおり、次ページ以降をご確認いただければと思います。

4、変更箇所に係る農林水産事業実施状況については、該当はありません。

5、当該変更の経過、番号 1、2 が上の表、番号 3 においては下の表のとおりとなっております。

(吉川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

(高橋委員)

これは愚かな質問ですが、農業委員会でこのタイミング的には、振興地域整備審議会の案件、審議会で提案された案件、はたまたこれは農業委員会の所轄だと思いますが、これは報告でいいわけですか。農業委員会で審議結果を経て、ここで確認の報告をしていくという状況なのですか。どうなのですか。確認です。

(農林政策課長)

農業振興地域というのは、いわゆる農業振興地域整備に関する法律ということで、いわゆ

る農業投資を促進する区域という部分で、いわゆる都市計画区域以外のようなところで、農業の投資をするようなところになります。

農業委員会については、農地法というものが所管になります。農地法なので、こういった案件だと4条、5条とあって、農地を農地以外にする場合に委員会に諮ることになります。今回の案件については、錯誤と農業用施設なので、農業用施設を作るときは農業委員会に農地法の転用の申請を出して審議していただきますが、それに併せて農業振興地域を変更したり、除外したりする場合について、こちらの委員会で報告することになりますので、法律については、農業委員会は農地法。私どもについては、農業振興地域整備に関する法律ということで、かぶる部分もありますが、錯誤については、かつて指定した区域が間違っていたということで、皆さんにご報告するものとなっております。

(高橋委員)

ここで、番号2の誤謬訂正的な報告があるので、事後処理の形をとっている部分があるので、これはどうなのですか。

(農林政策課長)

おそらく、かつて、農業振興地域整備計画の網を張る前に、宅地になっているようなものも実はけっこうあって、当時の担当者の間違いというものもあるのかと思っていますし、農業委員会として、農地法では登記地目、法務局の登記が農地になっているもの、田畑を宅地に直すときに許可が必要になってきますし、農業振興地域が、本来かかっているはずの部分に住宅を建てたりするときについては、そういった確認をして間違っているということであれば、錯誤ということで修正をかけます。

(高橋委員)

ありがとうございました。

(吉川会長)

ほかにございますでしょうか。

(虎澤委員)

中央農業委員会の虎澤です。用途変更でライスセンターを建てていただくことは、大変農業者としては嬉しい限りですが、この地図を見ますと離れているのですが、これは前から2辺が道路とか、いろいろな要件があったような気がするのですけれども、飛び地のような形でも変更許可は下りるのですか。この地図だと、2か所になっているような形ですけれども。

(西区農政商工課長)

西区でございます。そこの真ん中の1588の1が空いてる、飛んでるということだと思うのですけれども、そこはもともと白地でございますので、現在は赤枠二つに挟まれた土地も含

めて、一体でライセンスセンターとして使っているということでございます。

(虎澤委員)

これは、白地になっているのですね。おもしろい格好になります。

(吉川会長)

よろしいでしょうか。ちょうど、間に挟まれているような感じですね。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。ないようでしたら、次第4、その他に移ります。事務局からご説明をお願いします。

(農林政策課長)

まず最初に、資料はないのですが、本審議会について現時点で今年度、多い年は2回開催しているのですが、今の冬の開催予定はございませんが、案件次第、また皆さんにご連絡をさせていただきたいと思えます。ただし、またのちほど説明をしますが、農振の除外の案件が、実は今検討されているものがあって、1ヘクタールを超えるものということで、小委員会で審議していただく案件が出る可能性があります。もし、ありましたら9月頃に小委員会を開催いたしますので、小委員会の委員の皆様にご予定を伺いながら、開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点、本日配付しました農業振興地域整備計画の再編ということがございます。時間が残り少なくなってきたので、要点だけ話させていただくと、先ほど来言っていました農業振興整備計画、これは旧合併の旧市町村単位で、新潟市は今15ございます。これを一つにしてくれとかいろいろな要望があるのですが、国から言われたりとあったのですが、新潟市は今8区ありますので、8区単位に今、再編することで準備しております。併せて、今、紙で管理しているのですが、システムを導入するというので、事務効率化を図っていきたいと考えております。

2、スケジュールがあるのですが、昨年からの基礎資料の調査を始めていまして、今年度については、15計画を8計画に再編するために、その内容等の作成を行っています。そのため、今年度、農業者アンケート約3,000人を予定しております。あと、基礎資料の収集を行う予定になっています。そうやって、来年度につきましては、再編後の8区に合わせた8計画を作成して、これができあがると、県と協議する法定協議を予定しております。

実は、法定協議をしますと、この間は、今ほどいった農振の除外だとか変更ということが県と協議できなくなりますので、実はこういった部分については、来年以降止めるという形になります。

今年度できあがりますと、来年4月1日から1年かけて県との協議をやる予定ですので、その間は農振の除外はできないという形になってきます。現在、各産業振興課の窓口で、相

談に来る皆さんにはそういう話をしていますが、止めているからといって相談に応じないわけではなくて、来た段階で相談に応じて、県との協議が終わり次第、また次の除外については相談していくという形を予定しております。

つきましては、来年度は計画の見直しを行うのですが、今年度中に除外する案件があるものは9月いっぱいまでに出していただいて、県と協議して除外しようと思っております。先ほど言った9月の小委員会というのは、そういう話が実は出ているということとご理解いただければと思います。

また、農振の区域から外すのではなくて、農業用施設として、例えば農舎を建てたり、農家の乾燥調整施設を建てたりというときは、除外ではなくて、農業振興地域の用途変更というものがあります。農作業として使う場所という指定がありますので、それは、時間がかかりませんので、今年度2月いっぱいまで相談を受け付けて、変更しようという考えております。

一般の方の除外という話になると年数件、あって2、3件くらいかと思いますが、どうしても来年1年止めるという話になると、今取り急ぎで話がきているものもございまして、そういった部分で、また小委員会の開催を予定しております。

また、8計画に再編するときに新しい8農振の計画ができますので、この中身については、この審議会で改めて、委員の皆様から審議していただこうと考えておりますので、来年度予定しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

(吉川会長)

ただいまのご説明に何かございますでしょうか。この最後のページの説明はよろしいですか。

(農林水産部長)

それは、私が先ほどのあいさつのときに喋らせていただきましたけれども、新潟市の公式ラインとQRコードが一番上に載っております。皆さん、友達登録していただければいろいろな情報が届きますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(吉川会長)

そのほか、皆様から何かございませぬでしょうか。それでは、予定されていた議事は終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

吉川会長におかれましては、円滑な会議の進行をいただきまして、大変どうもありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては活発なご議論をいただきまして、こちらにも重ねてお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第 152 回新潟市農業振興地域整備審議会を終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。